

様式第4（第3条関係）

行政文書不開示決定通知書

3 津島選管第18号

令和3年9月10日

田中 智之 様

津島市選挙管理委員会
委員長 伊藤 幸蔵



令和3年9月8日付けで開示請求のあった行政文書について、開示しないことに決定したので、津島市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る行政文書の名称	令和2年11月5日から令和2年12月15日までの間において、愛知県知事大村秀章解職請求代表者が署名簿の閲覧をしたことがわかるもの。
開示をしないこととした理由	不存在 請求に係る情報が記載された文書が存在しないため。
担当課等	選挙管理委員会 電話 0567-55-9606

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津島市選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- 1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津島市を被告として（訴訟において津島市を代表する者は、津島市選挙管理委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 教示文は、この用紙の裏面又は別紙に記載することができる。